

会を立ち上げるため、市内で活動している団体の代表者などで構成する市民自治推進委員会設立準備会を結成し、年齢や住所など委員募集の要件を決め、市が委員の募集を行いました。その結果、70人の応募により平成18年10月12日に登別市市民自治推進委員会が設立され、多くの市民が市政に参加することのできるステージができ、実質的な市民との協働のまちづくりのスタートとなりました。



▲市民自治推進委員会の設立総会

市民自治推進委員会の組織

市民自治推進委員会は、まちの問題点や課題についての勉強会を行ったり、意見を出し合ったりして、市に提言を行うほか、市がまちづくりについての重要な施策や計画を策定するときに、企画・立案の段階から意見やアイデアを市に提言します。

このため、第1部会（行政推進）、第2部会（生活環境）、第3部会



▲全体会議に向けて協議する運営委員会

（保健福祉）、第4部会（産業労働）、第5部会（都市整備）、第6部会（文化スポーツ教育）の部会を設け、幅広く行政に対応することとし、参加される委員はこの6つの部会の1つ以上の部会に所属して活動することになります。

また、このほかに、全員が参加する全体会議や同委員会が効率的で効果的な事業運営を行えるよう会長や副会長、各部会の部会長や副部会長で構成する運営委員会があります。

市民自治推進委員会の取り組み

◆活発な議論が行われた全体会議

全体会議はこれまで4回開催され、運営委員会の設置や市民自治推進委員会の規約づくり、運営委員会運営基準などについて協議を行ってきました。

このうち規約づくりでは、市民自治推進委員会に設置した『規約検討

見直し委員会』の3回の開催を経て、運営委員会で協議を行い、全体会議に諮られました。

全体会議の成立は委員登録者の過半数以上の出席を必要条件とし、ほかの委員に委任することはできないことにしました。これは市民自治推進委員会の委員は、自らが主体的に行動して、その責任を持つという考え方から設けられました。

また、委員はこれまで1つの部会にしか登録できないとしていましたが、これを複数登録できることとし、一人一人の委員が幅広く活動できることにしました。一般市民の方については、事前に申し込みをすることによって、市民自治推進委員会の全体会議や部会などの会議を傍聴できることにして、より多くの市民に公開することにしました。



▲全体会議で議案を説明する運営委員会

平成19年度の活動計画では、市が行っている事務事業について、同条例で市民自治推進委員会の協議事項にうたっていることから、市民自治

推進委員会で外部評価を行うことが承認されました。今後、外部評価の統一的なルールづくりを行い、各部会において可能な限り事務事業評価に取り組むことになりました。

また、『景観条例』、『緑化条例』、『福祉のまちづくり条例』の策定について市から協議があり、果たして市民自治推進委員会で行えるのかという不安もありましたが、これからはわたしたちがきちんとした意見と責任を持って考え、行動しなければならぬという観点から、担当する部会で検討することが承認されました。

福祉のまちづくり条例では、これまで策定されてきた『次世代育成支援行動計画』や『障害者福祉計画』などの計画との整合性やほかの団体の取り組みなどがあるため、それらとの調整を図りながら、より広い市民の意見を取り入れて進められることになりました。

3つ目の活動計画は、市民自治推進委員会の独自事業として『市民フォーラム』を開催することが決定されました。

フォーラムのテーマや内容については、今後運営委員会や各部会で協議を行い、決定されることになりました。

これらの案件はすべて、出席者全員の拍手で確認され、今年度の取り組みが決定されました。